

## 宅地造成工事技術指針(平成23年4月1日改訂) 有償刊行物変更箇所

ページ	行	変更後内容	備考
5	一覧表 4行	” 貝塚1丁目, 全域, B” ” 貝塚2丁目, 一部, B” を追加	平成22年2月1日付 町名変更による。
16次			
様式 第3号	宅地造成に関する 工事設計者の 資格申告書	3 現住所等 ” 事務所電話番号”, ” 自宅電話番号” を削除	
様式 第5号	宅地造成に関する 工事着手届	連絡先 ” 電子メールアドレス @ ” を追加	
様式 第8号	宅地造成工事計 画 変更届	” 電話” →” 連絡先電話番号”へ 変更 ” 連絡先電子メールアドレス @ ” を追加	
様式 第9号	宅地造成(中止・ 再開・廃止)届	” 電話” →” 連絡先電話番号”へ 変更 ” 連絡先電子メールアドレス @ ” を追加	
20	最下行	” 雨水浸透施設設置場所に関する注意事項” 項目追加 (追加内容) 斜面(擁壁を含む)近傍に雨水浸透施設設置を検討する 場合は、斜面の安定等に留意すること。	
30	2行目	” 河川、水路に接して設置する擁壁” 内容追加 (追加内容) 水路、河川(境界)に接して擁壁を設置する場合、水 路及び河川の将来計画など管理者と協議すること。ま た、擁壁の設置によって水路及び護岸などに影響を及 ぼさないようにすること。	

平成21年4月1日版から平成23年4月1日改訂版へ変更した内容を表示しています。